

# 第6回（平成16年度第1回） 厚生科学審議会感染症分科会感染症部会

平成16年12月16日（木）

15:00～17:00

厚生労働省共用第8会議室（6F）

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 題

- 1) 厚生科学審議会感染症分科会感染症部会長及びSARS対策専門委員会委員長の選任について
- 2) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の改正について
- 3) インフルエンザに関する特定感染症予防指針の改正について
- 4) その他

### < 資 料 >

- 資料1 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針及びインフルエンザに関する特定感染症予防指針の改正について
- 資料2 感染症部会「感染症技術ワーキンググループ」における感染症サーベイランスの見直しについて（今後の検討予定）
- 資料3 感染症部会「エイズ・性感染症ワーキンググループ」における「特定感染症予防指針」の検討について（今後の予定）
- 資料4 「急性脳症」事例にかかる状況リスト
- 資料5 テロの未然防止に関する行動計画（概要）
- 資料6 動物由来感染症対策の強化について

### < 参考資料 >

- 参考資料1 厚生科学審議会の構成について
- 参考資料2 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
- 参考資料3 インフルエンザに関する特定感染症予防指針
- 参考資料4 新型インフルエンザ対策報告書（別冊）

## 厚生科学審議会感染症分科会感染症部会委員名簿

	氏 名	所 属
1	青木 節子	慶應義塾大学総合政策学部教授
2	池上 千寿子	NPO(特定非営利活動法人)ぶれいす東京代表
3	稲松 孝思	東京都老人医療センター感染症科部長
4	岩本 愛吉	東京大学医科学研究所附属病院長
5	植田 和子	高知市保健所長(全国市長会)
6	岡部 信彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
7	加藤 達夫	聖マリアンナ医科大学医学部付属横浜市西部病院長
8	神谷 齊	独立行政法人国立病院機構三重病院長
9	喜田 宏	北海道大学大学院獣医学研究科教授
10	木原 正博	京都大学大学院医学研究科教授
11	倉田 毅	国立感染症研究所長
12	相楽 裕子	横浜市立市民病院感染症部長
13	島田 馨	日本たばこ産業(株)東京専売病院長
14	竹内 勤	慶應義塾大学医学部熱帯医学・寄生虫学教室教授
15	丹野 瑳喜子	埼玉県衛生研究所長
16	萑澤 眞理	東京都済生会中央病院小児科医長
17	廣田 良夫	大阪市立大学大学院医学研究科教授
18	藤岡 正信	愛知県健康福祉部理事(全国衛生部長会)
19	南 砂	読売新聞社編集局解説部次長
20	山川 洋一郎	古賀総合法律事務所パートナー(弁護士)
21	山田 洋	一橋大学大学院法学研究科教授
22	雪下 國雄	(社)日本医師会常任理事
23	吉川 泰弘	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
24	吉澤 浩司	広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授

(50音順・敬称略)

厚生科学審議会感染症分科会感染症部会重症急性  
呼吸器症候群(SARS)対策専門委員会委員名簿

	氏 名	所 属
1	岩 本 愛 吉	東京大学医科学研究所教授
2	岡 部 信 彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
3	倉 田 毅	国立感染症研究所長
4	相 楽 裕 子	横浜市立市民病院感染症部長
5	田 代 眞 人	国立感染症研究所ウイルス第3部長
6	丹 野 瑛喜子	埼玉県衛生研究所長
7	雷 下 國 雄	(社)日本医師会常任理事

(50音順・敬称略)

# 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針及び インフルエンザに関する特定感染症予防指針の改正について

## 1. 新型インフルエンザ対策の充実

- (1) 基本的考え方
  - ・ 新型インフルエンザウイルスの出現の危険性が高まっている。
  - ・ 発生状況等に応じて取るべき対応方針を決定する。
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保
  - ・ 医療供給体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保を事前に行う。
  - ・ 適切な役割分担のもとで、国及び都道府県がその備蓄又は確保を行う。
  - ・ 都道府県感染症予防計画に、「大規模な感染症の発生に対応するための医薬品の備蓄又は確保に関する事項」を盛り込む。
- (3) 迅速な情報入手システムの確立
  - ・ 都道府県は、インフルエンザの流行時にウイルス分離検査、ウイルス抗原検査を行う。
  - ・ 都道府県は、新型インフルエンザが疑われる場合には、速やかに亜型確認を行う。
- (4) インフルエンザワクチンの供給のための事前準備
  - ・ 出現が予測される新型インフルエンザに対するワクチン株の準備を行う。
  - ・ インフルエンザワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の確保を着実に実施する。
  - ・ 国内のワクチン製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行う。
  - ・ 国は、製剤化、非臨床試験、臨床試験に対し、開発支援を行う。
  - ・ 国は、可能な限り迅速に薬事法に基づく承認審査を行う。
- (5) 先進国相互間の支援体制の強化
  - ・ 国立感染症研究所が、情報等の分析を行うとともに、国立国際医療センター、大学等の研究機関と連携する。
  - ・ アジア周辺諸国に対し、積極的に国際協力に取り組む。

## 2. 発生動向調査の充実・強化

### (1) 感染症の発生の予防

- ・ 最新の医学的知見に基づき、発生動向調査の実施方法を定期的に見直す。
- ・ 病原体調査等の整備について検討する。
- ・ 獣医師の届出を受けた都道府県知事等が動物等取扱業者に助言、指導等を行う機関と連携して積極的疫学調査を行う。
- ・ 地方衛生研究所が病原体情報を提供する。

### (2) 感染症のまん延の防止

- ・ 国際交流の進展に対応し、より一層、その内容を充実させることが求められている。
- ・ 積極的疫学調査が行われる場合として、
  - (i) 一類感染症～四類感染症の患者が発生した疑いがある場合、
  - (ii) 国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、
  - (iii) 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生するおそれがある場合等を追加。
- ・ 動物等取扱業者に助言、指導等を行う機関において、流行状況の把握、感染経路の究明を進めていく。

### 3. 感染症対策の広域的対応等

#### (1) 感染症の発生の予防

- ・ 蚊によって媒介される感染症対策（環境整備、普及啓発、発生動向調査、捕獲等）の充実

#### (2) 感染症のまん延の防止

- ・ 都道府県等において、SARS、痘そう等、感染力の強い感染症について、具体的な事例を想定し、搬送体制、医療提供体制等について、具体的な行動計画を策定することを追加。

#### (3) 感染症に係る医療を提供する体制の確保

- ・ 複数の都道府県が第一種感染症指定医療機関を共同で指定することが効率的である場合には、共同で指定できることを追加。
- ・ 複数の二次医療圏が第二種感染症指定医療機関を共同で確保する要件を追加。

#### (4) 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- ・ 都道府県等において、各ブロック単位に、試験検査に関する相互の応援協定を定めるなど、必要な対応について、あらかじめ定めておくことを追加。
- ・ 2～5類感染症については、地方衛生研究所において、環境中の病原体又は動物に由来する病原体についても、その検出を可能とするよう、人材の養成及び必要な資器材の確保を行うことが重要であることを追加。

#### (5) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提

##### 供のための施策

- ・ 都道府県感染症予防計画の緊急時対応に関する記載事項として、
  - (i) 国又は他の地方公共団体から派遣された職員若しくは専門家の受け入れに関する事項、
  - (ii) 感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、公表に関する事項、
  - (iii) 緊急時の指揮命令系統に関する事項、
  - (iv) 対策本部の設置及び解散に関する事項、の4点を追加。

1. 新型インフルエンザ対策の充実

(1) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の改正（案）

改正案	現行
<p>第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>二 国における感染症にかかる医療を提供する体制</p> <p>5 <u>新型インフルエンザの大規模発生時等、通常の間定を著しく上回る規模の感染症の発生時に、その治療に必要な医薬品の確保ができるよう、医薬品の供給・流通を的確に行う観点から、適切な役割分担の下で、医薬品の備蓄又は確保に努める。</u></p> <p>三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制</p> <p>6 <u>新型インフルエンザの大規模発生時等、通常の間定を著しく上回る規模の感染症の発生時に、その治療に必要な医薬品の確保ができるよう、地域での医薬品の供給・流通を的確に行う観点から、適切な役割分担の下で、医薬品の備蓄又は確保に努める。</u></p>	<p>第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>二 国における感染症にかかる医療を提供する体制 (記載なし)</p> <p>三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制 (記載なし)</p>

4

- 六 予防計画を策定するに当たっての留意点
- 1 感染症に係る医療の提供の考え方
  - 2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の整備の目標に関する事項
  - 3 感染症の患者の移送のための体制に関する事項
  - 4 大規模な感染症の発生に対応するための医薬品の備蓄又は確保に関する事項
  - 5 平時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項
  - 6 医師会等の医療関係団体等との連携に関する事項

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

五 その他ワクチン等の供給に関する留意点

新型インフルエンザの汎流行時等のようにワクチンの需要量が供給量を上回ることが予想される場合には、国において適切な供給量が確保されるよう努める必要がある。

具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザに対するワクチン株の準備、インフルエンザワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の確保を着実に実施することが重要である。

- 六 予防計画を策定するに当たっての留意点
- 1 感染症に係る医療の提供の考え方
  - 2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の整備の目標に関する事項
  - 3 感染症の患者の移送のための体制に関する事項
  - 4 平時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項
  - 5 医師会等の医療関係団体等との連携に関する事項

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

五 その他ワクチン等の供給に関する留意点

新型インフルエンザの汎流行時等のようにワクチンの需要量が供給量を上回ることが予想される場合には、国において適切な供給量が確保されるよう努める必要がある。



そのため、国内のワクチン製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行う。

国は、製剤化、非臨床試験、臨床試験に対し、開発支援を行うとともに、可能な限り迅速に薬事法に基づく承認審査を行う。

## (2) インフルエンザに関する特定感染症予防指針の改正(案)

改正案	現行
<p data-bbox="159 357 1093 440">第六 新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた危機管理体制の強化</p> <p data-bbox="159 501 456 536">一 基本的考え方</p> <p data-bbox="197 549 1099 1161"><u>東南アジア諸国における高病原性鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染事例は、新型インフルエンザウイルスの発生を懸念させるものであり、このことから、新型インフルエンザウイルスの出現の危険性は高まっていると言える。新型インフルエンザ対策は、このような認識に立ちつつ、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制の確立、ワクチン供給体制の整備、医療供給体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保等の事前に対応しておくべき施策の着実な実施とともに、実際に新型インフルエンザウイルスが出現した場合の発生状況等に応じて取るべき対応方針の決定、行動計画の策定及びその定期的な見直しが重要である。</u></p>	<p data-bbox="1122 357 2056 440">第六 新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた危機管理体制の強化</p> <p data-bbox="1122 501 1420 536">一 基本的考え方</p> <p data-bbox="1160 549 2056 1161">A型インフルエンザウイルスの不連続変異によって引き起こされる新型インフルエンザウイルスによる汎流行に備えた対策は、決して独立の対策が必要なものではなく、通常インフルエンザ対策の延長線上にあり、基本的には、通常インフルエンザ対策の充実強化を図ることが、新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものである。新型インフルエンザ対策は、このような認識に立ちつつ、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制の確立、ワクチン供給体制の整備等の事前に対応しておくべき施策の着実な実施とともに、実際に新型インフルエンザウイルスが出現した場合の行動計画の策定及びその定期的な見直しが重要である。</p>

## 二 迅速な情報入手システムの確立

新型インフルエンザウイルスが出現した場合の危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型ウイルスの発生を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国は、現在進めている国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、海外において新型インフルエンザウイルスが出現すると予測されている地域も視野に入れた国内外の情報収集体制の確立を図ることが重要である。

都道府県等は、毎年インフルエンザの流行時には、流行株の確認のためにウイルス分離検査又はウイルス抗原検査を行うことにより、新型インフルエンザが疑われる場合には、速やかに亜型の確認を行う。

## 三 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備

新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザに対するワクチン株の準備、インフルエンザワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の整備等を着実に実施することが重要である。

そのため、国内のワクチン製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行う。

国は、製剤化、非臨床試験、臨床試験に対し、開発支援を行うとともに、可能な限り迅速に薬事法に基づく承認審査を行う。

## 二 迅速な情報入手システムの確立

新型インフルエンザウイルスが出現した場合の危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型ウイルスの発生を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国は、現在進めている国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、海外において新型インフルエンザウイルスが出現すると予測されている地域も視野に入れた国内外の情報収集体制の確立を図ることが重要である。

## 三 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備

新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザに対するワクチン株の準備、インフルエンザワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の整備等を着実に実施することが重要である。

四 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保

新型インフルエンザ大規模発生時における地域での抗インフルエンザウイルス薬の供給・流通を的確に行う観点から、適切な役割分担の下で、国及び都道府県等が医薬品の備蓄又は確保に努める。

五 先進国相互間の支援体制の強化

世界のいずれかの地域において、新型インフルエンザウイルスが出現したり、流行した場合には、WHO等との連携の上、速やかに情報を収集するとともに、国立感染症研究所は情報等の分析や、当該地域における緊急的な調査を行うとともに、国立国際医療センター、大学等の研究機関と連携して、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等を行う。新型インフルエンザは、我が国と密接な交流があるアジア周辺諸国が発生源となる可能性が高いことから、積極的に国際協力に取り組むとともに、流行国に対する先進国相互間の支援体制を確立することが重要である。

(記載なし)

四 先進国相互間の支援体制の強化

世界のいずれかの地域において、新型インフルエンザウイルスが出現したり、流行した場合には、当該地域における緊急的な疫学調査、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等に関して、流行国に対する先進国相互間の支援体制を確立することが重要である。

## 2. 発生動向調査の充実・強化

### ○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の改正（案）

改正案	現行
<p>第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>二 感染症発生動向調査</p> <p>3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、<u>病原体の提出に努めるとともに、最新の医学的知見に基づき、発生動向調査の実施方法を定期的に見直し、病原体調査等の整備について検討することが重要である。</u>また、都道府県は、<u>法第十四条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとのり患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である。</u></p> <p>4 <u>また、法第十三条の規定による届出を受けた都道府県知事等は、人への感染症の発生及びまん延を防止するため、保健所、地方衛生研究所に加え、動物等取扱業者に助言、指導等を行う機関とも協力・連携して、速やかに法第十五条の規定に基づく、調査の実施その他必要な措置をとることが重要である。</u></p>	<p>第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>二 感染症発生動向調査</p> <p>3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行うことが重要である。また、都道府県は、<u>法第十四条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとのり患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である。</u></p> <p>(記載なし)</p>

6 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析、提供及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。

### 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

#### 五 積極的疫学調査

1 積極的疫学調査(法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ。)については、法に位置づけられて以降、都道府県知事等の権限として実施されているところであるが、今後、国際交流の進展に対応し、より一層、その内容を充実させることが求められている。

5 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。

### 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

#### 五 積極的疫学調査

1 積極的疫学調査(法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ。)は、これまで患者の診断を行った医師等の協力を得つつ、一般的に保健所等における業務として実施されてきたが、新しい時代の感染症対策において重要な位置付けを占めると考えられることから、今般、都道府県知事等の権限として法に新たに規定されたものである。

2 積極的疫学調査が行われる場合としては、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症の患者が発生し、又は、発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の動向に異常が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他都道府県知事等が必要と認める場合に的確に行う必要がある。この場合において、保健所、地方衛生研究所に加え、動物等取扱業者に助言、指導等を行う機関等においても、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。

2 積極的疫学調査が行われる場合としては、①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生した場合、②五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合等が考えられるが、この他にも、③国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であって、国内における当該感染症の発生の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合、④感染症の病原体を媒介すると疑われる動物についての調査が必要な場合等個別の事例に応じ、都道府県知事等において適切に判断されるべきものである。また、都道府県知事等が積極的疫学調査を行う場合にあっては、この調査を実施することとなる保健所等の機関において、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。